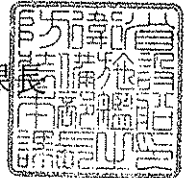


財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会 会長 殿

防衛省装備施設本部艦船課



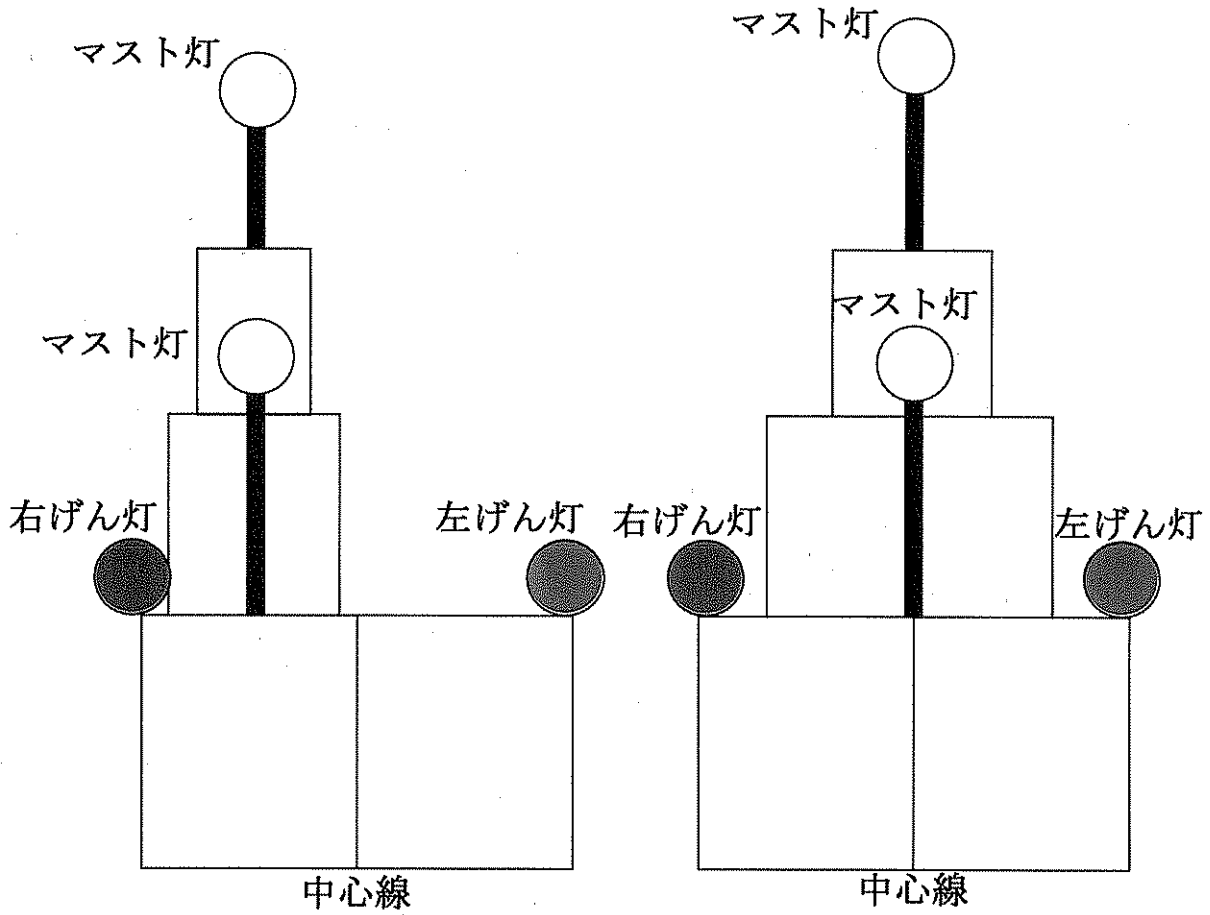
## 海上衝突予防法施行規則の一部改正について（依頼）

護衛艦「ひゅうが」については、マスト灯が船舶の中心線上にないため（別紙参照）、甲板室が船舶の中心線の片側に設けられている12メートル以上の護衛艦及び輸送艦（以下「特定護衛艦等」という。）として、海上衝突予防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月15日 国土交通省令第62号）により、マスト灯の表示位置に係る特例措置が講じられたところであります。

関係者の皆様におかれましては既にご承知のことと存じますが、当該特定護衛艦等の形状及びマスト灯の表示位置が通常の船舶と異なることに起因する他の船舶との衝突の予防に万全を期すため、当該特定護衛艦等の形状及びマスト灯の表示位置に係る情報（別紙参照）を関係者の皆様に周知していただけるようお願い申し上げます。

添付書類：別 紙





特定護衛艦等  
(護衛艦「ひゅうが」)

一般船舶

ご不明な点がございましたら、下記の連絡先にお問い合わせください。

連絡先

防衛省装備施設本部艦船課

TEL (03) 3268-3111

(内線：35725 高機1尉)

省令

国土交通省令第六十二号
海上衝突予防法(昭和五十二年法律第六十二号)
第四十一条第三項の規定に基づき、海上衝突予防
法施行規則の一部を改正する省令を次のように定
める。

平成二十年七月十五日
国土交通大臣 冬柴 鐵三
海上衝突予防法施行規則の一部を改正する
省令

海上衝突予防法施行規則(昭和五十二年運輸省
令第十九号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第一項の表潜水艦以外の自衛艦の項
第四欄中、「以上の」の下に「護衛艦及び」を加え
「特定輸送艦」を「特定護衛艦等」に改める。

この省令は、平成二十年七月二十日から施行す
る。

告示

金融庁告示第四十八号
金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百
二十一号)第四十二条第二項の規定に基づき、平
成十九年金融庁告示第九十号(本庁監理金融商品
取引業者等を指定する件)の一部を次のように改
正し、平成二十年七月十五日から適用する。

平成二十年七月十五日
金融庁長官 佐藤 隆文
第一条第六十二号を次のように改める。
六十二 削除
第一条第七十一号を第七十二号とし、第六十
八号から第七十号までを一号ずつ繰り下げ、第六
十七号の次に次の一号を加える。

六十八 シティグループ・グローバル・インベ
ストメンツ・ジャパン株式会社
○金融庁告示第四十九号
保険業法(平成七年法律第五号)第二百九条
第二号の規定による届出があったので、同法第百
八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十年七月十五日
金融庁長官 佐藤 隆文

外国保険会社等の
カードイフ・アシユアラン
ス・ヴィイ
外国保険会社等の
フランス共和国パリ市第九区
オスマン通り一番地
日本における代表
久米 保則
者の氏名及び住所
東京都世田谷区深沢二丁目五
番九号

○金融庁告示第五十号
カードイフ・アシユアランス・リスク・ディ
ヴェールより保険業法(平成七年法律第五号)第
二百九条第二号の規定による届出(同法第百八
十七条第一項第一号に定める本店の所在地の変
更)があったので、同法第百八十九条の規定に基
づき、次のとおり告示する。
平成二十年七月十五日
金融庁長官 佐藤 隆文

本店の所在地
フランス共和国パリ市第九区
オスマン通り一番地
○法務省告示第三十一号
名古屋市緑区役所保存の次の除籍の一部が滅失
した。
平成二十年七月十五日
法務大臣 鳩山 邦夫

愛知県愛知郡鳴海町千二百八十六番戸
西尾仙太郎
○法務省告示第三十二号
長崎県佐世保市役所保存の次の一から二の除籍
の一部及び三から五の原戸籍の一部が滅失した。
平成二十年七月十五日
法務大臣 鳩山 邦夫

一 長崎県佐世保市下京町十二番地 林田 福太郎
二 同市下京町三十三番地 平野 嘉吉
三 同市下京町十二番地 林田 辰三
四 同市下京町十二番地 林田 マチ
五 同市上京町三十三番地 平野 嘉吉

○法務省告示第三十三号
愛知県田原市役所保存の次の原戸籍の一部が滅
失したため、これを再製する必要があるから、次
に掲げる者は、平成二十年八月十五日までに、同
市長に対して、次の手続をしてください。
一 当該原戸籍に係るある戸籍の届出、報告、
申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載
を要する書類を提出した者は、その事項を更に
申し出ること。
二 前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍
に記載した事項に関する証明書を受け付けて
現に所持する者は、これを提示すること。

注 意
一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続について分からないことがあれ
ば、田原市役所又は名古屋法務局豊橋支局に照
会すること。
平成二十年七月十五日
法務大臣 鳩山 邦夫

愛知県瀬美郡神戸村大字神戸二十八番戸
鈴木 十吉
○法務省告示第三十四号
熊本県天草市役所保存の次の除籍が滅失した。
平成二十年七月十五日
法務大臣 鳩山 邦夫

熊本県天草郡天草町下田南三千九百五十七番地
鬼海 テイ
○外務省告示第四百八号
平成二十年五月二十七日にエレバンで、円借款
の供与に関する取極の修正に関する次の書簡の交
換がアルメニア共和国政府との間に行われた。
この交換公文は、平成二十年七月一日に効力を
生じた。
平成二十年七月十五日
外務大臣 高村 正彦

(訳文)
(アルメニア側書簡)
書簡をもって啓上いたします。本大臣は、アル
メニア共和国の経済の安定及び開発努力を促進す
るために供与される日本国の借款に関する二千五
年三月二十九日付けの交換公文に關し、アルメニ
ア共和国政府の代表者と日本国政府の代表者との
間で最近到達した次の了解をアルメニア共和国政
府に代わって確認する光榮を有します。
前記の交換公文の1中「百五十九億千八百万円
(一五、九一八、〇〇〇、〇〇〇円)を二百六
十四億九百万円(二六、四〇九、〇〇〇、〇〇〇
円)に改める。
本大臣は、更に、この書簡及び前記の了解を日
本国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政
府間の合意を構成し、その合意がその効力発生
のために必要な国内手続を完了した旨のアルメニ
ア共和国政府からの書面による通告を日本国政府
が受領した日に効力を生ずるものとすることを提
案する光榮を有します。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣
下に向かつて敬意を表します。

二千八年五月二十七日にエレバンで
アルメニア共和国駐在
日本国特命全權大使 齋藤素雄
アルメニア共和国
エネルギ天然資源大臣
アルメン・モヴシシヤン閣下
(日本側書簡)
(訳文)
書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付
けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光
榮を有します。
(アルメニア側書簡)
本使は、更に、前記の了解を日本国政府に代わつ
て確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が
両政府間の合意を構成し、その合意がその効力発
生のために必要な国内手続を完了した旨のアルメ
ニア共和国政府からの書面による通告を日本国政
府が受領した日に効力を生ずるものとすることに
同意する光榮を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下
に向かつて敬意を表します。
二千八年五月二十七日にエレバンで
アルメニア共和国
エネルギ天然資源大臣
アルメン・モヴシシヤン

アルメニア共和国駐在
日本国特命全權大使 齋藤素雄閣下
○外務省告示第四百九号
日本国政府は、平成十七年二月二十八日にワ
シントンで作成された「第四世代の原子力シス
テムの研究及び開発に関する国際協力のための
枠組協定」について、指定した実施機関の変更
を経済協力開発機構事務総長に通告していたと
ころ、同協定の附属書は、同協定第三条3及び
第十二条4の規定に従い、平成十八年十月二十
六日に改正された。
二 次に掲げる各締約者は、前記の協定の加入書
を、経済協力開発機構事務総長に寄託した。よつ
て、同協定は、それぞれ、その締約者名に対応
する日に効力を生じた。
また、同協定の附属書は、同協定第十四条2
の規定に従い、それぞれ、その締約者名に対応
する日に改正された。
スイス連邦
平成十七年八月二十
四日
平成十七年十一月二十
八日
大韓民国

アルメニア共和国
エネルギ天然資源大臣
アルメン・モヴシシヤン

アルメニア共和国駐在
日本国特命全權大使 齋藤素雄閣下
○外務省告示第四百九号
日本国政府は、平成十七年二月二十八日にワ
シントンで作成された「第四世代の原子力シス
テムの研究及び開発に関する国際協力のための
枠組協定」について、指定した実施機関の変更
を経済協力開発機構事務総長に通告していたと
ころ、同協定の附属書は、同協定第三条3及び
第十二条4の規定に従い、平成十八年十月二十
六日に改正された。
二 次に掲げる各締約者は、前記の協定の加入書
を、経済協力開発機構事務総長に寄託した。よつ
て、同協定は、それぞれ、その締約者名に対応
する日に効力を生じた。
また、同協定の附属書は、同協定第十四条2
の規定に従い、それぞれ、その締約者名に対応
する日に改正された。
スイス連邦
平成十七年八月二十
四日
平成十七年十一月二十
八日
大韓民国

アルメニア共和国
エネルギ天然資源大臣
アルメン・モヴシシヤン

アルメニア共和国駐在
日本国特命全權大使 齋藤素雄閣下
○外務省告示第四百九号
日本国政府は、平成十七年二月二十八日にワ
シントンで作成された「第四世代の原子力シス
テムの研究及び開発に関する国際協力のための
枠組協定」について、指定した実施機関の変更
を経済協力開発機構事務総長に通告していたと
ころ、同協定の附属書は、同協定第三条3及び
第十二条4の規定に従い、平成十八年十月二十
六日に改正された。
二 次に掲げる各締約者は、前記の協定の加入書
を、経済協力開発機構事務総長に寄託した。よつ
て、同協定は、それぞれ、その締約者名に対応
する日に効力を生じた。
また、同協定の附属書は、同協定第十四条2
の規定に従い、それぞれ、その締約者名に対応
する日に改正された。
スイス連邦
平成十七年八月二十
四日
平成十七年十一月二十
八日
大韓民国

アルメニア共和国
エネルギ天然資源大臣
アルメン・モヴシシヤン